**岡山県最低賃金掲載文例**

文例１

　岡山県最低賃金が令和５年１０月１日から改定されました。

　時間額　９３２円

　詳しくは、岡山労働局　賃金室　℡086-225-2014へ。

文例２

　岡山県最低賃金が令和５年１０月１日から改定されました。

　時間額　９３２円

* 特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳しくは、岡山労働局　賃金室　℡086-225-2014へ。

文例３

　岡山県最低賃金が令和５年１０月１日から時間額９３２円に改定されました。

　使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

　詳しくは、岡山労働局　賃金室　℡086-225-2014　へ。

文例４

　岡山県最低賃金が令和５年１０月１日から時間額９３２円に改定されました。

* 精皆勤手当・通勤手当・家族手当、時間外･休日･深夜手当、臨時に支払われる賃金などは、最低賃金に算入されません。

詳しくは、岡山労働局　賃金室　℡086-225-2014へ。

文例５

　岡山県最低賃金が令和５年１０月１日から時間額９３２円に改定されました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、岡山県内の全ての労働者とその使用者に適用される「岡山県最低賃金」のほかに、特定の産業の労働者とその使用者に適用される「特定最低賃金」がありますのでご注意ください。

　詳しくは、岡山労働局　賃金室　℡086-225-2014へ。

※画像PDFは、岡山労働局HPに掲載しております。